

意見書案第 2 号

地方財政の充実・強化に関する意見書の件

地方財政の充実・強化に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 9 月 17 日 提出

提出者	更別村議会議員	太田綱基
賛成者	同 上	安村敏博
賛成者	同 上	斎藤 憲
賛成者	同 上	尾立要子
賛成者	同 上	小谷文子
賛成者	同 上	荻原 正
賛成者	同 上	高木 修一

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D Xの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。
3. 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行

うこと。

5. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
6. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
7. 会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
9. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
10. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
12. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよ

う、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 17 日

更別村議会議長 織 田 忠 司

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、こども政策担当大臣

意見書案第 3 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育
予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆ
たかな学びを求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 9 月 17 日 提出

提出者	更別村議会議員	安 村 敏 博
賛成者	同 上	太 田 綱 基
賛成者	同 上	斎 藤 憲
賛成者	同 上	尾 立 要 子
賛成者	同 上	小 谷 文 子
賛成者	同 上	荻 原 正
賛成者	同 上	高 木 修 一

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育
予算拡充とゆたかな学びを求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が 2006 年に 1/2 から 1/3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要です。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において 35 人以下学級が実現することとなり、26 年度からは中学校も順次 35 人学級が導入されていく方針が示されていますが、高校については依然として「検討」にとどまっています。

今年度の文部科学省予算では、小学校の教科担任制及び 35 人学級実現等の教職員定数改善が 5,827 人であるのに対し、自然減などにより 8,803 人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30 人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

24 年 12 月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.66%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 17.59%（5.7 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

また、「高等学校等における就学支援金」の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡大させていく必要があります。

さらに、小・中学校の不登校が 11 年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に内容が難し

くなるとともに、教科書の頁数が増え子どもたちの負担になっていることが指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるべく、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう以下の事項について要請します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元されるよう要請します。
2. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
3. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。
4. 小中高「30 人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35 人以下学級」拡大を求めます。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。
5. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 17 日

更別村議会議長 織 田 忠 司

(提出先)

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第 4 号

道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を
見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を
求める意見書の件

道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべ
ての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を別紙のと
おり提出するものとする。

令和 7 年 9 月 17 日 提出

提出者	更別村議会議員	斎 藤	憲
賛成者	同 上	太 田 綱	基
賛成者	同 上	尾 立 要	子
賛成者	同 上	小 谷 文	子
賛成者	同 上	荻 原	正
賛成者	同 上	高 木 修	一

道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2023 年 3 月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」(以下、「指針（改訂版）」)を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数の減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が 55 市町村（2025 年 4 月現在）あり、高校数は昨年度より 3 校減りました。

「指針（改定版）」には、「1 学年 4 ～ 8 学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 20 人未満」「地域連携校等で 5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 10 人未満」とした配置の基本的な考え方により、2027 年度高校配置計画において南茅部高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。

また、2025 年度から所得制限のない公立高校授業料の実質無償化が始まり、2026 年度からは加算額が引き上げられることで私立高校授業料も実質無償化となる見通しです。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれに伴う統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても同様の現象が起こる懸念があります。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教

育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。

また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請します。

記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し、地域の高校を存続させること。
2. すべての道内公立高校の学級定員を 30 人以下に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の 5 年間の年限を撤廃すること。
4. 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 17 日

更別村議会議長 織 田 忠 司

(提出先)

北海道知事、北海道教育委員会教育長

意見書案第 5 号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 9 月 17 日 提出

提出者	更別村議会議員	尾 立 要 子
賛成者	同 上	太 田 綱 基
賛成者	同 上	安 村 敏 博
賛成者	同 上	斎 藤 憲
賛成者	同 上	小 谷 文 子
賛成者	同 上	荻 原 正
賛成者	同 上	高 木 修 一

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
2. 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
3. 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシン

- グリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。
4. 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
 5. 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
 6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月17日

更別村議会議長 織 田 忠 司

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣